

議員提出議案

（ 決議案 ）

令和 6 年第 4 回玉名市議会（定例会）

令和 6 年 9 月 3 0 日提出

令和6年第4回玉名市議会（定例会）議員提出議案

番 号	件 名	提案者
決議3	財産の取得に係る追認議案3件に対する附帯決議案について	議員

決議案第 3 号

財産の取得に係る追認議案 3 件に対する附帯決議案について

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 9 月 3 0 日 提 出

玉名市議会議員	北本	将幸
〃	中村	慎吾
〃	山下	桂造
〃	一瀬	重隆
〃	江田	計司
〃	中尾	嘉男

玉名市議会議長 江田 計司 様

財産の取得に係る追認議案３件に対する附帯決議

地方自治法及び同法施行令、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例における議会の議決については、首長が有する契約締結権を行使する前提条件である。

今回提出された議会に対して追認を求める契約締結については、取得する財産が教科書等の書籍等であったことから、議会の議決を要する財産の取得に当たらないとの執行部の誤った認識によるものであったことが原因であるものとは言え、議会の重要な権限である「議決権」を軽視したものと捉えられかねないものである。

徹底した法令遵守が求められているなか、このような事案が判明したことに關して、執行部に対し猛省を促すものである。

よって、二度とこのようなことを起こさないための対策と契約事務のチェック体制の総点検を早急に行なうよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

熊本県玉名市議会

提案理由 財産の取得に係る追認議案３件に対する議会の要求を、議会の意思として決定するため。